

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当分の翌日)

◇選管告示

目次

- 衆議院議員の総選挙における選挙長等の選任
- 衆議院議員の総選挙における選挙長が事務を行なう場所
- 衆議院議員の総選挙における立会演説会の開催計画
- 衆議院議員の総選挙における演説の順序を決定するくじを行なう日時等
- 衆議院議員の総選挙における投票用紙の様式
- 衆議院議員の総選挙における仮投票用封筒等につき選挙運動印
- 衆議院議員の総選挙における候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額
- 衆議院議員の総選挙における選挙公報の掲載文の申請の期限
- 衆議院議員の総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行なう日時等
- 衆議院議員の総選挙における候補者から届出があつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき等のくじを行なう場所等
- 衆議院議員の総選挙における選挙会の場所等
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長等の選任
- 最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式
- 最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行なう場合における投票用紙の様式
- 最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒等につき印
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

一 選挙長 鳥取市上原二百番地 加藤 定 治

二 選挙長の職務代理者 鳥取市西町四丁目二百十番地 亀田 博

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁においてその事務を行なう。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十五条第一

項及び第二項並びに第五十六條の二第三項の規定により次のとおり定め
たので、同法第百五十五條第一項の規定により告示する。

一 立会演説会の方法

班別編成の方法

二 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

一										二									
日	時	会	班	場	日	時	会	班	場										
一月十二日	午後六時三十分	鳥取市	岩美	小学校	一月十二日	午後六時三十分	西伯町	西伯町中央集会所	小学校										
十三日	六時三十分	国府町	智谷	小学校	十三日	六時三十分	日野町	日野町中央公民館	公民館										
十四日	七時一十分	郡東町	八中	中学校	十四日	六時三十分	名和町	名和江	小学校										
十五日	六時三十分	河原町	河原	小学校	十五日	六時三十分	境港市	境大	小学校										
十六日	六時三十分	鳥取市	湖東	小学校	十六日	六時三十分	溝口町	米溝子	小学校										
十七日	六時三十分	青谷町	青谷	小学校	十七日	七時一十分	赤穂町	赤穂	小学校										
十八日	六時三十分	三朝町	西小学校	三朝校舎	十八日	六時三十分	東郷町	東郷	小学校										
十九日	六時三十分	倉吉市	倉吉	小学校	十九日	六時三十分	倉吉市	西小学校	三朝校舎										
二十日	七時一十分	赤穂町	赤穂	小学校	二十日	六時三十分	青谷町	青谷	小学校										
二十一日	六時三十分	名和町	名和	小学校	二十一日	六時三十分	鳥取市	湖東	小学校										

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

二十三日	月	六時三十分	西伯町	明西伯町中央集会所
二十四日	火	六時三十分	日南町	日南町中央公民館
二十五日	水	六時三十分	溝口町	溝口市公会堂
二十二日	日	六時三十分	境港市	境大篠津小学校
二十三日	月	六時三十分	智頭町	智頭小学校
二十四日	火	七時	郡家町	郡家町中央小学校
二十五日	水	六時三十分	河原町	河原町農協会館
二十二日	日	六時三十分	岩美町	岩美小学校
二十三日	月	六時三十分	国府町	国府町智頭小学校
二十四日	火	七時	八東町	八東町中央小学校
二十五日	水	六時三十分	鳥取市	鳥取市農協会館

三 一の班に所属することのできる候補者の数及び演説の時間
候補者の数 四人以内
演説の時間 四十分以内

四 立会演説会における演説の順序を決める期間の区分
昭和四十二年一月十二日から一月十八日まで及び昭和四十二年一月十九日から一月二十五日までの二期間

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙における立会演説会において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び期間を二に分けた各期間の最初に行なわれる演説の順序を決定するくじを行なう日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第二十二条において準用する同規程第二十一条の規定により告示する。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治
一日時 昭和四十二年一月九日 午後五時十分
二場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地
鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりとする。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

折目	折目	折目
衆議院議員選挙投票 鳥取県選挙管理委員会印	候補者氏名 とうほしやしめい 候補者氏名	〇ちゆうい 注意 一 候補者の氏名は、欄内にひとりか 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

裏	表
備考 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。 2 鳥取県選挙管理委員会の印は刷込式とする。	衆議院議員選挙投票 鳥取県選挙管理委員会印
鳥取県選挙管理委員会告示第十号 昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。 昭和四十二年一月八日 鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治	

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、二百七十七万二千円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙における選挙公報の掲載文の申請の期限を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十八条第一項の規定により一月十三日と定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第百二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一日時 昭和四十二年一月十三日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地
鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙において、候補者から届出があつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第七項の規定により告示する。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和四十二年一月二十七日 午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二日時 昭和四十二年二月一日 午後一時

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和四十二年一月二十九日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号)第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第十六条において準用する公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十六条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

一 審査分会長

鳥取市上原二百番地 加藤 定 治

二 審査分会長の職務代理者

鳥取市西町四丁目二百十番地 亀 田 博

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和四十二年一月二十九日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号)第十四条第三項の規定により次のとおり定める。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

折目	折目	折目
最高裁判所裁判官国民審査投票		<p>○ ちゆうい 注意</p> <p>一 やめさせた方がよいと思ふ裁判官については、その名の上の欄に×を書くこと。</p> <p>二 やめさせなくてよいと思ふ裁判官については、何も書かないこと。</p> <p>×を書く欄</p> <p>さいばんかん 裁判官の名</p>
鳥取県選挙管理委員会印		

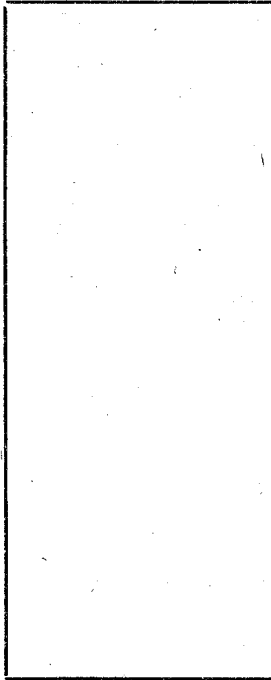
00236
(第三種郵便物認可)

表

最高裁判所裁判官
国民審査投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

裏



鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

- 備考
- 1 用紙は淡紅色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
 - 2 鳥取県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

昭和四十二年一月二十九日執行の最高裁判所裁判官国民審査において点
字による審査の投票を行なう場合における投票用紙の様式を最高裁判所裁
判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第七条の規定に
より次のとおり定める。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

折目

折目

折目

折目

折目

最高裁判所裁判官
国民審査投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

表
最高裁判所裁判官
国民審査投票票

鳥取県
選挙管理
委員会
印

裏

備考 1 用紙は淡紅色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

2 鳥取県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和四十二年一月二十九日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和四十二年一月二十九日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第三十四条において準用する公職

選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和四十二年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二日時 昭和四十二年二月一日 午後一時三十分

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

（定価一部一箇月三百円（送料を含む。））